

令和4年度 墨田区立中川小学校 いじめ防止基本方針

平成4年4月1日

校長決定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童たちが意欲をもち安心して学校生活を送れるように、いじめ防止に向けての対策を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するため、本校は、「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、「いじめ防止対策基本方針」を定める。

2 「いじめ」とは

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

3 いじめ問題への基本認識

(1) いじめ問題

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止め」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場の「早期対応」及び「重大事態への対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以の①～⑧は、教職員がもつべき、いじめ問題についての基本的認識である。

- ① いじめはどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

(3) 保護者の責務

- ①保護者は、子の教育の一義的責任を有する者であって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の指導を行うよう努める。

- ②保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に、当該児童をいじめから保護するよう努める。
- ③保護者は、本校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努める。
- ④上記①は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではない。

4 いじめの防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを生まない環境づくりに取り組まなければならない。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(1) 児童や学級集団をのばすための年間計画

生活指導の毎月の生活目標に自尊感情を高めるための内容を盛り込んでいる。いじめ防止の標語や授業を始めとして、その月目標を達成するために「心はぐくみプロジェクト」において児童の心を育む実践を継続して行っていくこととした。また、各教科の学習においても、お互いのよさを感じる活動を取り入れている。

さらに、日々の職員夕会、3回の生活指導全体会（6月・9月・2月）、毎月の職員会議の児童理解での情報交換を行うこととしている。日々の職員夕会で児童の小さな変化についての情報交換を行い、児童理解のデータとしていく。それらの気付きに関する記録は、管理職や生活指導にも回覧され、その状況に課題がある場合は、組織で掘り下げて調査していく体制をつくっている。

(2) 児童と学級の様子を知るための方策

①教師の気付き

学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。

同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と気持ちを共有することを通し児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を磨いていくことが必要である。

いじめチェックポイント

- I 言葉の暴力や軽い暴力から始まる。どんな言葉を誰に言っているのかよく聞き、いつも同じ相手に暴力や言葉が集中していないかクラスの雰囲気を感じる。
- II 事実がみえにくいという意識をもち、ふざけているように見えたり、笑っていたりしても注意する。
- III 長期化すると悪質化し、犯罪行為や不登校に追い込む場合もある。
- IV 教師が気付かずにいじめを誘発する言葉を言っている場合もある。

いじめのサインに気付くために

- I 登校が遅れがちである。また、表情が暗い。
- II 健康観察では頭痛や腹痛を訴えることが多い。
- III 授業中おどおどしている。しばしば独りぼっちになる。机が離されている。持ち物を隠される。学習低下があらわれる。

- IV 休み時間に一人で居ることが多い。また、どこにいるのか分からないようにしている。
- V 給食・清掃時間に会話が少なく、面倒な仕事を押しつけられることが多い。また、当番通りに仕事分担がされていない。
- VI 下校時間、周りの子を避け、一人で帰る。

②実態把握の方法

児童の些細な言動や個々の置かれた状況や精神状態など、定期的な職員朝会での児童理解だけでなく、常に管理職や教職員、カウンセラーとの「報告・連絡・相談」の十全な連携体制を徹底し、いじめのサインを組織で見逃さないようにしていくことを基本とする。また、児童の個々の状況や学級、学年、学校全体の状態を知るための定期的なアンケートや活動の観察などを通して把握した事柄から、いじめ根絶のための具体的な指導計画を立てる。

さらに、校内の職員との情報交換や放課後のきつずプレジャー、学童クラブとの情報交換も定期的に行うこととする。配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行い、卒業してからも中学校と連携していじめの対応を実施していく。

(2) 仲間づくりをするために

主体的な活動を通して、児童自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊心を児童自身が感じとれるように、次の事柄を意識して「児童の居場所づくり」の取組を進める。

①信頼関係

教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員が良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように行動や価値観を磨いていく。

②心の通い合う関係づくり

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する

③自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いやお互いを認め合う仲間づくりを行う。その中で、「こんなに認められた」「役にたった」という経験が児童を成長させる。また、教職員の温かい声かけによって「認められた」という自己肯定感につながる。

5 自己肯定感、豊かな心、規範意識を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育や、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、相手の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や心の人権感覚を育むとともに、意識の掲揚を図っていく。

未発達な考えや道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな役割を發揮する。とりわけ、いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の結如からなるものであり、いじめをしない、許さないという豊かな心を育てることが重要になる。また、健やかな人格をつくるためにも、生活習慣を整えることや自分達で標語を作るなど意識をさせる機会を絶えずもたせるよう計画していく。

6 地域や保護者への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。いじめを正しく受け止めるための研修をもちながら、通しの良い関係を目指す。

いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校ホームページ、学校だより、学年だより、等による広報活動を積極的に行う。

7 いじめ防止の取組の徹底

「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4段階での取り組みを徹底する。

いじめ問題対応への4つのポイント

- ①教員の指導力の向上と組織的対応
- ②子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
- ③いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり
- ④保護者・地域・関係機関との緊密な連携

8 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止の未然防止における指導・早期発見・早期対応のための調査を行う組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。

②委員会の構成

校長・副校長・教務主任・生活指導主任・研究主任・保健主任・学年主任・その他事案内容によって校長が必要と認める者

③所掌事項

本委員会は、次の事項について協議する

- I いじめ未然防止に関すること。
- II いじめの発生を認知した場合の具体的対策。
- III 家庭及び関係機関との連携。

(2) 学校サポートチーム

①設置の目的

学校は、いじめの未然防止及び発生時における対応機関として学校サポートチームを置く。

②委員構成

校長、副校長、P T A会長 学校運営連絡協議会委員、民生児童委員、青少年委員

③所掌事項

- I 校外のいじめ未然防止対策に関すること。
- II 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- III いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- IV いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

9 未然防止のための取組

①指導の重点

- I 自尊心や自己有用感を高める人権教育や道徳教育やキャリア教育を行う。
- II 自己の役割や責任を自覚し、互いの関係や絆を深める異年齢集団による活動（たてわり活動）を行う。
- III いじめが起きないように規律ある学級や学校を作る。このため、生活や学習の仕方を記した「押上スタンダード」を定める。
- IV 毎週1回、生活指導朝会で情報交換を行い、全教職員が全児童の学級担任である自覚をもって、共通した指導を行う。
- V ユニバーサルデザインの授業、即ち、見通しのある授業、視覚的に工夫されている授業、交流のあるわかる授業を行い、考える力を向上させる。
- VI インターネットを通じて行われるいじめが発生しないように、情報モラルの教育を徹底し、道徳の授業の充実や心のノートの活用を進める。
- VII 児童がいじめ防止講座で学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。

②保護者との連携

- I 個人面談、保護者会、学校公開を定期的に行い、児童の家庭での様子を知り、保護者と情報を共有する。
- II スクールカウンセラーを活用した教育相談を一層進める。
- III いじめ防止のための啓発活動を推進する。

10 早期発見のための取組

①保護者及び関係官庁等との連携による早期発見のための取組

I 保護者等との連携

個人面談・保護者会・学校公開などあらゆる機会を通じて、保護者（近隣住民含む）などとの情報共有に努め早期発見に取り組む。

II 関係官庁等との連携

教育委員会・スクールカウンセラー・警察・児童相談所などとの連携を強化するよう努め早期発見に取り組む。

②その他の取組

- I 児童の言動に留意する。
- II 児童又は保護者から定期的又は状況に応じ必要な場合は、調査（アンケート含む）等を行う。
- III その他、いじめ対策委員会が必要と判断した取組（個別ヒヤリング含む）等を行う。
- IV 学校は月1回、いじめの有無について墨田区教育委員会に対して報告を行う。

③早期発見のための年間計画（別添 年間計画 参照）

11 いじめが起きた時の組織的対応の流れ

- (1) 正確な実態把握
 - ・周りの児童から聴き取り、記録する。
 - ・個々に聴き取りを行う。
 - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (2) 指導体制、方針決定
 - ・指導のねらいを明確にする。
 - ・すべての教職員の共通理解を図る。
 - ・対応する教職員の役割分担を考える。
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
- (3) 指導支援
 - ・毎週月曜に夕会を行い、情報交換を行い、何でも言える雰囲気をつくっておく。相談にのると同時にその児童の学級の観察を行う。
 - ・いじめられた児童や気付きを相談した児童達を徹底して守る。
 - ・児童を守る体制を職員で分担し、配置整備する。担任以外が様々な情報を集め委員会に集約して対策を立てる。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
 - ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- (4) 保護者との連携
 - ・直接面談を行う。
 - ・担任だけでなく学年や対策委員会で対応する。具体的な対策を話す。
 - ・協力を求め、保護者を責めないよう配慮する。今後の学校との連携法を話し合う。
- (5) 今後の対応
 - ・継続的に指導や支援を行う。
 - ・カウンセラー等の活用も含めケアにあたる。
 - ・教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

12 いじめ発見時の緊急対応

- (1) 生活指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し管理職に報告する。
- (2) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す
いじめを認知した教職員は、その時、その場で、いじめを確かめるとともにいじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに「いじめ対策委員会」に連絡し、管理職に報告する。
～把握すべき情報例～
 - ◆誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
 - ◆いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
 - ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
 - ◆いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
 - ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】
- (3) 聞き取り確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。可能であれば、一人が内容や時間経過の記録を行い、複数で行う。

- (4) いじめられていると相談に来た児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないように、場所、時間等に慎重な配慮をする。
また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
可能であれば、一人が内容や時間経過の記録を行い、複数で行う。
- (5) 状況に応じて、いじめられている情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の手が届くように体制を整備する。
- (6) いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経過や感情などを聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生活指導担当)で対応し、事に基づいて丁寧に行う。
- (7) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- (8) 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- (9) 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
- (10) はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- (11) いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- (12) いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- (13) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き観察を行い、折に触れて必要指導を継続的に行う。
- (14) 教育相談、日記、定期的なアンケートのほか、学校が必要を感じたときの緊急アンケートなどで積極的ににかかわり、その後の状況についての的確な把握に努める。
- (15) いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自を取り戻させる。
- (16) いじめられた児童、いじめた児童に対してカウンセラーや関係機関の活動を含め、のケアにあたる。
- (17) いじめの発見を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的にり組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

13 早期対応のための取組

- (1) 学校いじめ対策委員会を核として対応する。
 - I 把握した情報に基づき、検証・確認等を行い、事実を把握する。
 - II 前記「ア」により、いじめの可能性が高い場合、実態把握・状況把握に努め、役割分担を明確化する。
- (2) 被害の子供、加害の子供・その他関係児童に対する取組
 - I 保護者と連携して、児童らの安全確保と心のケアに努める。
 - II 保護者と連携して、加害の子供に対する継続的な指導の取組を行う。
 - III 学校いじめ対策委員会が必要と認めた場合、行政・司法機関の助言などを求め取り組む。
- (3) 墨田区教育委員会・関係機関との連携
 - I 墨田区教育委員会へ報告し、墨田区教育委員会による支援を受ける。

Ⅱ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力を図る。

(4) 保護者・地域との連携

Ⅰ いじめ対策保護者会の開催やPTAを活用した取組を行う。

14 重大事態への対処

墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき第三者委員会を発足させて、事態の把握及び対策を講ずる。

(1) 被害の子供の保護・相談援助

Ⅰ 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンで保護する。

Ⅱ スクールカウンセラーによるケアを行う。

Ⅲ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助を行う。

Ⅳ 適応指導教室への通級等を働きかける。

(2) 加害の子供への働きかけ

Ⅰ 別室での学習を実施する。

Ⅱ 警察への相談・通報を行う。

Ⅲ 懲戒や出席停止を墨田区教育委員会と協議する。

Ⅳ 加害の子供とその保護者に対するケアを行う。

(3) 墨田区教育委員会・関係機関との連携

Ⅰ 墨田区教育委員会へ報告し、連携を図る。

Ⅱ 児童相談所の福祉機関や医療機関と連携を図る。

Ⅲ 東京教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームを活用する。

(4) 保護者・地域との連携

Ⅰ いじめ対策緊急保護者会を開催する。

Ⅱ PTAを活用する。

Ⅲ 民生・児童委員等と連携する。

(5) いじめ防止対策推進法に基づく対応

Ⅰ 法第28条に基づく調査を行う。

Ⅱ 法第30条に基づく再調査を行う。

15 教職員研修計画

(1) 職員連絡会等で「学校いじめ基本方針」を徹底する。

(2) 研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。

16 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) PTA役員会での啓発を行う。

(2) 学校便り、学年通信等による啓発活動を実施する。

17 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

前記12(3)(4)に示すとおりである。

18 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 毎年、全校児童及び保護者が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。

(2) 毎年、学校運営連絡協議会が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。

(3) 前記(1)、(2)の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。